

個人情報情報の共同利用

個人情報保護法においては、個人情報情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③あらかじめ利用目的等を公表しているグループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。

上記③にあたる共同利用について、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称について、次のとおり公表します。

1 事業主との健康診査事業の共同実施と個人データの共同利用について

当組合では、被保険者（従業員）の健康管理を考える上で効率的かつ効果的であるため、事業主とともに健康診査事業を共同実施し、健診受診の有無、特定保健指導及び要精密検査に関する個人データを共同利用します。

A. 共同利用する個人データ項目

- ①健診データ：被保険者等の記号・番号、氏名、性別、生年月日、
資格取得日・喪失日、所属名称、
健診実施日、法定健診項目結果
- ②健診受診有無
- ③特定保健指導対象者、指導進捗状況
- ④要精密検査判定者及び判定後の受診有無（法定健診項目のみ）
- ⑤被扶養者住所情報

B. 個人データを共同利用する者の範囲

- ・ 当組合 … 管理者・担当者
- ・ 事業主（太陽生命保険株式会社）
 - 人事総務部給与厚生課 … 管理者・担当者
 - 業務管理部業務管理課 … 管理者・担当者
 - T&D 保険グループ診療所 … 医師・看護師
 - 本社・支社 … 管理者
- ・ その他事業主
 - 人事総務担当 … 管理者・担当者
 - 事業主が契約する … 産業医・看護師

C. 個人データを共同利用する者の利用目的

- ・ 当組合 被保険者の健康保持を目的とした、健診結果に基づく特定保健指導、要精密検査判定者への受診勧奨を効率的・効果的に行うため。
- ・ 事業主 従業員の健康状態の把握及び職場における健康保持増進のため。

D. 個人データの管理責任者名（もしくは名称）

- ・ 当組合 常務理事
- ・ 事業主 太陽生命保険株式会社
 人事総務部給与厚生課長、業務管理部業務管理課長

2 健保連との高額医療事業の共同実施について

健康保険組合と健保連では、健康保険法附則第 2 条に基づく事業として、組合で高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施しています。その事業の申請のために、①診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含み、以下「レセプト」といいます。）については、電子レセプトの CSV 情報、もしくは紙レセプトのコピー、②当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記録（記載）した「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総括明細書」を健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当に提出します。この交付を受けることによって、当組合の高額医療費の支出が軽減されることとなります。

A. 共同利用する個人データ項目

前項の「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総括明細書」の記載項目のほか、レセプト記載データの全ての項目

B. 個人データを共同利用する者の範囲

- ・ 太陽生命健康保険組合 給付・審査係担当者
- ・ 健康保険組合連合会 交付金交付事業グループ・高額医療担当
- ・ 業務委託先 公益財団法人日本生産性本部
 ICT・ヘルスケア推進部及び協力会社

C. 個人データを共同利用する者の利用目的

当組合においては、高額医療事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。

健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当においては、全組合からの申請を受理するため、当該組合からの申請に間違いがないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。また、特に高額である 1 ヶ月 1 千万円以上のレセプトについては、個人情報を除いた上で、金額、主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。

D. 個人データの管理責任者名（もしくは名称）

- ・ 当組合 常務理事
- ・ 健保連 組合サポート部 部長